

振り込め詐欺救済法に関する Q & A

Q 1 . 「振り込め詐欺救済法」とは、どのような法律ですか。

「振り込め詐欺救済法」は、正式には「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」といい、平成 20 年 6 月 21 日に施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の犯罪に利用された預金口座を凍結し、残った資金（口座の残金）を被害者の方に分配することが定められています。

具体的には、まず、捜査機関等からの情報やその他の事情により、金融機関は振り込め詐欺等の犯罪に利用された疑いのある預金口座の取引を停止（凍結）し、預金保険機構に対し、その口座の名義人が有する口座残高に関する権利を消滅させる手続を依頼します。

次に、60 日以上の手続を経て、口座名義人の権利が消滅した口座について、預金保険機構の WEB サイトにおいて、被害に遭われた方に対する資金の分配を行う旨の周知（公告）を行います。この周知（公告）期間（30 日以上とされています。）内に、必要な書類を用意し、振込先の金融機関に申請を行えば、口座の残高に応じて被害金額の返還を受けることができます。

Q 2 . 振り込め詐欺のほかに、どのような被害が対象になるのですか。

救済の対象となる犯罪行為は、オレオレ詐欺、融資保証金詐欺、架空請求詐欺及び還付金等詐欺のいわゆる「振り込め詐欺」のほか、他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、その財産を得る方法として、被害者からの預貯金口座等への振込み（送金）が行われたものが対象となり、ヤミ金融の被害も対象となります。

Q 3 . 郵送や直接犯人に手渡しした被害金は、救済の対象になりますか。

この法律の対象は、被害者からの預貯金口座等への振込み（送金）が行われたものとされているため、郵送や直接犯人に手渡しした被害金は、救済の対象にはなりません。

Q 4 . 被害金は全額返還されますか。

被害金の全額が返還されない場合もあります。

振り込んだ資金の一部または全部が既に引き出されている場合には、口座に残っている残高がお返しできる金額の上限になります。

また、同じ口座に資金を振り込んだ方から他にも被害回復分配金の支払申請がある場合、口座の残高を被害額に比例して按分した上お返しすることとなります。

なお、口座に残っている残高が 1,000 円未満の場合又は按分した結果 1 円未満となった場合は、資金の分配は行われません。

Q 5 . 被害金の返還を受けるためには、どこで、どのような手続きを行いますか。

申請窓口は振込先の金融機関となります。

被害に遭ったことや振込みを行ったことを示す資料を添えて被害回復分配金の支払を振込先の金融機関に申請することが必要になりますのでお早目に振込先金融機関へお問い合わせ下さい。

Q 6 . 振込先の口座の残高は、知ることができますか。

預金保険機構のWEBサイトで口座に関する公告が行われる際に、口座の残高も併せて掲載されます。

Q 7 . 申請すれば、いつ、被害金を返還されますか。

すべての手続きが終了し被害金の返還を実際にお受取りになるまでは4～5ヶ月程度必要となります。法令の定めにより預金保険機構が、口座名義人の権利が消滅した口座について60日以上公告を行い、その後、被害に遭われた方に対する資金の分配を行う旨の周知(30日以上公告)を行います。

Q 8 . 現在、消滅公告中で、被害回復金の支払申請期間になっていませんが、事前に被害回復分配金の支払申請をすることはできますか。

被害回復金の支払申請期間前であっても、被害回復金の支払申請をすることができます。ただし、この場合、次のことにご注意ください。

消滅公告の期間中に、対象口座の名義人等から権利行使の届出があった場合、または対象口座が犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった場合は、分配公告は行われませんので、ご提出いただいた申請書は無効となります。

対象口座について名義人から権利行使の届出等がなく、分配公告が行われる場合、被害回復金の支払申請期間中に改めて申請書等を提出していただく必要はありません。

Q 9 . 被害回復分配金の支払申請をしたい(救済を受けたい)のですが、それまでに準備しておくことはありますか。

振込み(送金)を行った際の領収書(受領証)やATM明細票、預金口座から振り込みした場合は、通帳をご準備ください。資料がない場合には、被害金の返還を受けられない場合もございますが、振込先金融機関へご相談下さい。(当金庫より振り込まれた場合、当金庫が保存している資料に記録が残っているかお調べすることができますが、振込時期、振込内容が不明な場合は、お調べすることができない場合もありますのでご了承ください。)

また、振込みの原因となった振り込め詐欺の請求書や請求メールのコピー等がありましたら、あわせてご準備ください。

なお、支払申請をされる際は、本人確認書類(運転免許証や健康保険証等)も必要となります。